

○八千代市立図書館資料収集基準

(目的)

第1条 この収集基準は、八千代市立図書館資料の収集についての基本方針を示すものとして作成する。

(基本的方針)

第2条 資料収集の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 「図書館の自由に関する宣言」(昭和29年全国図書館大会採択)の精神を尊重し、図書館法(昭和25年法律第118号)第3条第1項に定める資料を収集整備し市民の利用に供する。
- (2) 資料収集においては、各分野にわたり基本的な図書を中心に広く収集する。
- (3) 選定においては、資料の価値及び利用者の潜在的な要求を考慮する。
- (4) 利用の状況、リクエスト等を考慮のうえ必要に応じて複本を収集する。

(資料別選定基準)

第3条 資料別の選定基準を次のとおりとする。

一般図書

- (1) 全分野にわたり、基本的・入門的な一般教養書、文芸書、実用書、趣味娯楽書から教養課程の学術専門書及び一般的な調査研究書に至るまで幅広く収集する。
- (2) マンガ本、洋書などの選定は厳選する。
- (3) 学習参考書、各種試験問題集、きわめて高度な専門書・学術書、形態上一般の利用に供することが不適当なもの(切抜き、組立て、書込み等を目的に編集されたもの)は、原則として収集しない。

参考図書

市民の調査研究のため必要な事典、辞典、年鑑、白書、統計書等を幅広く収集する。

郷土・行政資料

- (1) 八千代市に関する資料は、できるかぎり収集する。
- (2) 千葉県及び本市周辺地域に関する資料については、収集に留意する。

児童図書

子どもに読書の楽しみや喜びを発見させ、子どもの成長に有益な絵本・文学書・ノンフィクション・伝記・紙芝居等を収集する。

逐次刊行物

- (1) 新聞は、主要全国紙及び地方紙の収集に努める。
- (2) 雑誌は、利用状況を考慮し、全分野にわたり広く収集に努める。

視聴覚資料

選定については、厳選する。

寄贈図書

この収集方針に定める基準を適用する。

附 則

この基準は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。